

2025.9.9

武蔵大学 今井勝人

レジメ

はじめに

- ① 本報告：「現代国家の二つの性格〈試論〉—軍事と福祉—」（未完成）の第2節
資料1

もともとは今井（2013）を大幅に改定・拡充しようとしたもの。その骨子は昨年
の本研究会でも報告したが、第1節及び本日の報告はそれをさらに改定・拡充し
たものである。

- ② 検討の視角と対象

- ・「統治権」に係る基本的論点を軸に、現在の日本を中心に議会制民主主義国を念頭
に置いて、国家について考える。
- ・基本的論点に係る各国の歴史については必要に応じて言及するにとどめる。第3節
で検討することの序論。第3節が本研究ノートの本論。
- ・なぜ「統治権」か

（i）芦辺信喜の国家の定義：「一定の限定された地域（領土）を基礎とし、その地域
に定住する人間が、強制力を持つ統治権のもとに法的に組織されるように
なった社会を国家と呼ぶ」（芦辺、高橋和之補訂、2015、3頁。）

あまりに一般的すぎる

（ii）商品経済が地球規模に拡大するようになるのは15世紀以降であるが、それ
と同時にそれまでの統治の仕組み・内容をはじめとして様々な共同体が変容・
変質・変化をこうむることになる。他方では、いわゆる啓蒙思想が登場し、
人間の思考も大きく変化する。
そうした変化の中で統治の仕組み・内容にかかわる基本的論点について検討
する。

- （iii）本報告の論点

（論点Ⅱ－1：主権国家・国民国家）

（論点Ⅱ－2：統治権・三権分立・主権在民）

（論点Ⅱ－3：国家＝自然人、中間団体、一般政府の集合体）

（論点Ⅱ－4：国家と社会）

（論点Ⅱ－5：政策＝外政＋内政・次節の構成）

(論点Ⅱ－1:主権国家・国民国家)

① 主権国家

主権国家の3要素:「領土」、「定住する人間」、「統治権」は近代以降の主権国家の3要素といわれる。

美濃部達吉の国家の定義:一定の土地を基礎とする団体にして自己の意思に基き自ら制限を加うるのほか他の者に依りてその意思を制限せられざる力を有するものなり。(美濃部達吉『憲法講話』(岩波文庫、2018、35)。

主権の意味(芦部、2015、39)

- ① 国家権力そのもの(国家の統治権)
- ② 国家権力の最高独立性(うちにあっては最高、外に対しては独立)
- ③ 国政についての最高の決定権

主権概念の始まり(芦部、2015、39)

絶対君主による中央集権国家形成のプロセス

君主権力が封建君主の権力よりも上位にある。

ローマ法王・神聖ローマ帝国皇帝の権力から独立している。

(芦部、2015、3)

啓蒙思想の登場・・・神の言葉よりも人間の理性

ある国を誰が主権国家として認めるか・・・他の主権国家

国交＝外交関係を結ぶ

外交関係の存在と戦争状態:第2次世界大戦直後の日本とドイツの違い
経済制裁

二国間の国際関係の広がり国際関係

国際関係を地球規模で組織しているのが国際連合

安全保障理事会、敵国条項

地球規模でなくても複数の主権国家が軍事、経済、文化等さまざまな分野にわたって同盟関係、協力関係を結ぶ

パレスチナ問題

イスラエル建国:国連の1947.11.29パレスチナ分割決議 33:13:10

委任統治国のイギリスは棄権、米ソは賛成

その後の数次の中東戦争、イギリスは委任統治権を事実上放棄

いわゆる民間外交

主権という概念:「カミソリよりもマサカリのようなもの」(小島和司)

(高見勝利(1986)より再引)

政治に関係する基本的概念は多かれ少なかれマサカリ

尾高朝雄のノモス主権論、宮沢俊義(8月革命説)との論争

ノモス主権論:「君主が主権者であるにしろ、国民がそれであるにしろ、

その政治意志の決定はノモスに即してなされなくてはならないという一い

わば自明の一原理を言うだけのこととである」(尾高朝雄(2019、202))

宮沢俊義(2025)、およびそれぞれの解説(石川健司、長谷部恭男)

領土問題、実効支配地域という問題、内政干渉という問題等

主権国家と帝国：植民地・インド帝国(同君連合国家)、満州国(傀儡国家)

帝国の崩壊

ナポレオン戦争：神聖ローマ帝国

フランス帝国：ナポレオン戦争

第1次世界大戦：ドイツ帝国、ロシア帝国、オーストリア帝国、

トルコ帝国

第2次世界大戦：ドイツ第3帝国、大日本帝国

パレスチナ問題：トルコ帝国の崩壊と国際連盟・国際連合

ロ・ウ戦争：ロシア帝国の崩壊・ロシア革命と内戦・ソ連の成立と解体

礫岩国家、単一国家、連邦国家、同君連合国家、傀儡国家、連合国家

国力という問題：経済力・軍事力等

大国と小国

EU、ユーロの誕生

地方分権という問題

イギリス 連合王国という正式国名への復帰？

EU 離脱：スコットランド独立運動が再燃するのでは。

連合王国の「領土的憲法」の安定性に関して提起した挑戦

(マーク・エリオット(江島訳)「連合王国の憲法と Brexit

—憲法的契機なのか？—」(『法律時報』、2020.5月号)

②国民国家

主権国家の三要素のうち「定住する人間」に関しては、「定住」の期間や出生地が問題になるが、現在では、定住者の多くは「国民」とよばれるのが普通であるので、主権国家は国民国家といわれることもある。

日本国民の条件：日本国憲法第10条、国籍法(昭25、法147)

血統主義と出生地主義

民族、言語、宗教の問題

移民、難民の問題

国民国家の成立：フランス革命が契機

国民、主権在民という考え方の登場

身分制の廃止、共和制の成立：山崎耕一(2018)

徴兵制と国民軍

立憲君主制の存続：君臨すれども統治せず

イギリス：議会の中の国王 主権在民よりも議会主義？

現在でも国王大権という考え方

「エリザベス二世と国王大権の衰弱」：君塚（2018, 97－100）

日本：天皇の任命行為（憲法第6条）と国事行為（憲法第7条）

象徴（symbol）：ウェストミンスター憲章（1931）

生身の人間が象徴になれるか：平成天皇の退位

象徴と元首：憲法には元首の規定はない

小宮京（2025）

近代国家の基本法；憲法

イギリスは成文憲法を持たない国として有名であるが、初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集（第5版）』（三省堂、2020、246）にはイギリス憲法として、EU関係の法律以外にマグナ・カルタ（第1、9、29条、マグナカルタ全37条のうちこの3条以外は廃止）、1679年人身保護法、権利章典、1911年議会法、1981年上級裁判所法、1983年国民代表法、1985年国民代表法、1998年人権法、2000年政党・選挙・レファレンダム法、2005年憲法改革法、2006年平等法、2010年憲法改革・統治法、2011年議会任期固定法、2012年自由保護法、2013年婚姻法が挙げられている。

ドイツの「基本法」：もともになった西ドイツ「基本法」の暫定的性格

国民の代表機関ではなく、ラント政府代表で構成される議会評議会が制定

現行「基本法」第146条：「この基本法は・・・ドイツ国民が自由な決断で議決した憲法が施行される日にその効力を失う」（初宿、辻村編（2020、145－146、205））。

（論点Ⅱ－2：統治権・三権分立・主権在民）

① 統治権：立法権・行政権・司法権を合わせたもの

統治権を持つもの：国民経済計算にいう一般政府

立法権（議会）：一院制と二院制 上院のあり方、貴族院の存在

行政権：議院内閣制と大統領制

大統領制

アメリカ：純粹三権分立型、州単位の国民による間接選挙

フランス：大統領制と議院内閣制の中間、国民の直接選挙

ドイツ：大統領はドイツの象徴？連邦議会議員とそれと同数の州議会が選挙で選出した議員で構成される連邦会議によって選出

司法権（裁判所）：自力救済の禁止、違憲立法審査権

明治憲法には政府（第8条二項）、国务大臣（第55条）という言葉はあるが、内閣という言葉ない。すでに太政官達第69号（明治18.12.22）によって太政官制が廃止され内閣制度が設けられていたからである。内閣制度は内閣官制（明治22.12.24、勅令136）による。

② 主権在民

少なくとも、立法権を担う議会の議員を国民が選出する・・・選挙権（参政権）
 参政権の決め方、選挙の仕組みは国によって異なる。

表1 選挙権の拡大（日本）

選挙法制定・改正年	選挙制度の区分	選挙権の制限			有権者数 （万人）	人口比 （％）
		年齢	性別	納税額		
1889（明 22）	制限選挙制	25 歳以上	男	直接国税 15 円以上	45	1.1
1900（明 33）	制限選挙制	25 歳以上	男	直接国税 10 円以上	98	2.2
1919（大正 8）	制限選挙制	25 歳以上	男	直接国税 3 円以上	307	5.5
1925（大 14）	男子普通選挙	25 歳以上	男	—	1241	20.0
1945（昭和 20）	男女平等普通 選挙制度	20 歳以上	—	—	3688	48.7
2016（平成 28）		18 歳以上	—	—	10620	83.3

（注）選挙法：衆議院議員選挙法（明 22、法 3）、（明 33、法 73）、（大 14、法 47）、（昭 20、法 x）公職選挙法（昭 25、法 100）
 （出典）総務省編『総務省』

国民という集合的考え方・・・「憲法上の機関としての国民」（清宮四郎（『憲法 I』1957、第 3 編第 1 章、85—111）

議会制民主主義のもとでは多数決で物事が決まる。

「計算的理性」（村上淳一、2013、123—129）

樋口陽一の近代国民国家論：「1789 年の本質的意味は、身分制社会編成原理を否定することによって、人一般を発見し、諸個人と集権的国家がむかい合う二極構造を、典型的にえがき出したところにある。」「ルソー・ジャコバン型国家像」（樋口陽一『近代国民国家の憲法構造（増補新装版）』（東京大学出版会、2024、36—37））。

フランス革命後の最初の 1791 年憲法は君主制

根拠となる憲法：93 年憲法：施行されずに終わった憲法

中間団体の否定 カトリック教会組織と商業者団体

村上淳一の近代法：「仮想現実としての近代法」（村上淳一、2013、123—129）

樋口の「二極構造」に対して「客体⇄主体」（国家⇄個人）＝仮想現実）

仮想現実と現実との関係をどうするか・・・近代実定法の課題

現実と仮想現実の統合＝イギリス

現実と仮想現実の拮抗＝フランス

仮想現実の一面的現実化＝ドイツ

ローマ法継受の仕方の違い

イギリス経験主義、フランス合理主義、ドイツ観念論に対応？

ローマ法継受

ナショナルという考え方の登場：13世紀ヨーロッパ各地から集まったボローニヤ大学やパリ大学の学生組織が、イタリア人組織、チュートン人組織、アングリカン人組織、スコットランド人組織、フランク人組織と出身地域ごとに組織されたことに始まる（鷲見誠一『中世政治思想史講義－ヨーロッパ文化の原型－』（ちくま学芸文庫、2024）、220－226）。＝ナショナリティーの自覚

公私の分離

一橋慶喜は14代将軍徳川家茂の死後、徳川宗家は相続し、徳川慶喜となるが、将軍職は継承しないと決めた。（徳川宗家相続 1866.8.20、将軍職就任・1867. 1.10）このことは幕末の政治家に公と私は違うという考え方あったことを示している。

（論点Ⅱ－3：国家＝自然人、中間団体、一般政府の集合体）

① 国家有機体説：身分制の存在が前提

国家法人説：国家賠償法の国家はSNAでは一般政府

社会契約説：上記の「⇄」の関係を契約関係とみなす。

中間団体：SNAにおける非金融法人企業、金融機関、対家計民間非営利団体

非金融法人企業＋金融機関＝企業

対家計民間非営利団体＝NPO

中間団体・一般政府＝組織 組織の長

結社の自由・思想の自由・信仰の自由

② 自然人の二重性格

一人一人の人間は何らかの共同体（＝組織）に属してはじめて生存が可能

乳幼児期：家族、少年・青年期：学校、成人期：企業等、老年期：介護施設

一生を通じて：地域社会（？）

第2次大戦後の町内会の廃止

ボランティア団体

人口の把握：統治権を持つものにとっては最重要課題

国民軍の編成と徴兵制

人口推計が現在の統計学の始まり

国勢調査：イギリスは1800、日本は1920

家族と世帯

家族制度を定める家族法という一般法はない。

民法第4編（親族）、第5編（相続）及びいくつかの個別法を総称して家族法

戸籍制度（戸籍法、昭 22・法 224）と住民基本台帳制度（住民基本台帳法、昭 42・法 81）

戸籍：婚姻（憲法第 24 条、民法第 4 編親族第 2 章）に基づく夫婦および氏を同じくする子供を基準に編製されている（戸籍法第 6 条）が、子供は出生時に父あるいは母が出生届を市区町村に提出することによって戸籍に記載される（戸籍法第 49 条）。それと同時に住民票も作成され、世帯主の住民基本台帳に世帯員として記載される。住民基本台帳には本人の戸籍の附表も作成、登載される（住民基本台帳法第 3 章）。

世帯：世帯主の届け出

家長個人主義：戦前日本の戸主制度（家制度）（旧戸籍法の戸主）、
現行戸籍法は戸籍筆頭者

明治民法典の編纂

現在の人口等

（表 2）2020 年の日本の人口・本籍数・世帯数

	人口（千人）	
戸籍統計	126490	戸籍数（千） 52492
住民基本台帳統計	124271	世帯数（千） 57381
国勢調査統計	126146	世帯数（千） 55705

（註 1）戸籍統計、住民基本台帳統計、国勢調査統計の計数はそれぞれ X 月 Y 日、1 月 1 日、10 月 1 日現在。

（註 2）世帯数には施設世帯（・・・）を含まない。

（出典）

成人と仕事

大部分は雇用者：企業等さまざまな組織の一員

家長個人主義は自営業主が中心の考え方

市民社会という考え方も同様

（表 3）日本の労働力口（2020）

（1）労働力の状態		（千人、％）			
総数	総人口	126146	100.0	—	—
	15 歳以上人口	108259	85.8	100.0	—
	労働力人口	68121	—	62.9	100.0
	就業者	65468	—	—	96.1
	完全失業者	2653	—	—	3.9
	非労働力人口	40137	—	37.1	100.0

家事	10404			
通学	5972			
その他	19761			
15 歳未満人口	17887	14.2	—	—

(2) 従業者の産業別構成

	総数		男		女	
総数	65468	100.0	36064	100.0	29404	100.0
第1次産業	2128	3.2	1312	3.6	815	2.8
第2次産業	15317	23.4	11221	31.1	4096	13.9
第3次産業	48023	73.4	23530	65.2	24493	83.3

(3) 就業者の従業上の地位

総数	総数	65468	100.0
	雇用者	54544	83.3
	正規の職員・従業員	35987	
	労働者派遣事業所の派遣社員	1781	
	パート・アルバイト・その他	16774	
	役員	3624	5.6
	自営業主（家庭内職者を含む）	5561	8.5
	雇用のある業主	1200	
	雇用のない業主（家庭内職者を含む）	4361	
	家族従業者	1739	2.7

(出典) 総務省統計局『令和2年国勢調査—就業状態等基本集計結果の概要』(2022)

③ 中間団体

法人格

企業、対家計民間非営利団体の多くは法人格を持つ

団体から法人へ

ドイツの団体主義、イギリスでは信託という考え(?)

キリスト教会という組織と領主権との関係(?)

企業は株式会社という法人

株式会社：財貨サービスをいつでも、どこでも、何でも生産し、販売できる

会社が会社を買う

失敗する場合：経営陣の意見の相違、社風（それぞれの会社内の雰囲気＝社会）の違い

政党と政治家

政党法のような一般的な法律はない。原則として法人格を持たない。
 政党の活動費の基本は党員の党費と寄付金、政治家の活動費も自費、所属政党からの補助、寄付金
 政治資金規正法
 中央政府からの政党交付金制度：政党助成法（平 6、法 5）
 対象となる政党は国会議員数等の条件を満たす必要
 対象となる政党は法人格が持てる（？）
 個々の企業の政治献金の問題 個々の労働組合の献金の問題

（論点Ⅱ－4：国家と社会）

日本社会＝日本国家ではなく、日本社会＝日本国の国柄

国家の背骨は憲法

憲法とそれを根拠にした法律が個人と個人・個人と中間団体の関係、中間団体同士の関係、一般政府と個人・中間団体の関係を規制している。

社会：生身の人間同士の関係 道徳、倫理の存在、道義的責任という考え方

現代社会

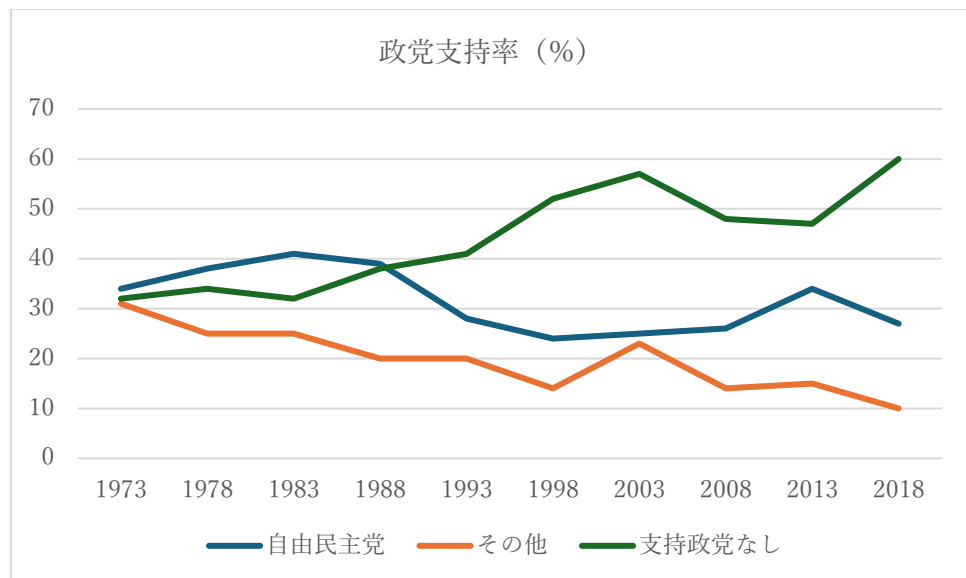
組織社会・管理社会

大衆社会

普通選挙法を前提に各人が統治権者に対してそれぞれ多様な要求を突きつける。

政党の存在意義 2 大政党制の崩壊

議会政治における対立軸の変化



（出典）NHK 放送文化研究所編（2020、99）

情報産業の発達

ポピュリズム

高齢化社会、分断社会、新しい階級社会
移民の問題
国家・社会共通の基礎：信頼・信用
国家の信用＝国債価格
会社の信用・経済社会全体の信用＝個々の株価・ダウ平均株価
信頼・信用も数量化：「計算的理性」の反映
個人の信頼、信用関係はどう数量化できるか？ 「計算的理性」の限界？
地域社会の基礎
社会学には原理がない：大沢真幸（2019）
政治学と政治社会学・法学と法社会学・経済史学と社会経済史学・
労働経済学と労働社会学・財政学と財政社会学・・・・
財政社会学をベースにした予算国家論：大島通義（2013）
租税国家論：シュンペーター（木村元一、小谷義次訳）（1983）
領邦権力から中央集権への動きの反映
統治権の権力性を重視する・・・租税国家
最近の予算論：林正義（2023）

（論点Ⅱ－5：政策＝外政＋内政・次節の構成）

① 組織は目的・目標を持つ

統治権を持つ一般政府も同様＝いわゆる国家目標
戦後日本は当初、平和国家（憲法前文、第9条）を目標にしていたが、その後の
冷戦体制の下で変化

② 国家目標を達成するための手段・方法が政策＝外政＋内政

内政と外政を明確に区分する境界線はない。
外政の中心は軍事政策、内政の重点がどこかは時代によって変化
軍事政策と科学技術の発展
外国の存在は常に前提
政策全体が時々の国際関係に規定される。
外政重視の時代と内政重視の時代

③ 次節（（Ⅲ）19世紀初頭以降の世界と国家）の構成

- （1）ナポレオン戦争とウィーン体制（ナポレオン戦争から第1次世界大戦）
- （2）第1次世界大戦・ロシア革命とヴェルサイユ体制・国際連盟（戦間期）
- （3）第2次世界大戦・冷戦と国際連合（第2次世界大戦後）

参考文献

芦辺信喜（2015）：高橋和之校訂『憲法（第6版）』（岩波書店）
アーネスト・パーカー（1988）：田中浩ほか訳『近代自然法をめぐる二つの概念－社会・政治理論におけるイギリス型とドイツ型－』（御茶の水書房）

- 今井勝人（2013）：「福祉国家の建設—未完のプロジェクト」（日本財政学会『財政研究』第9巻、2013）
- NHK 放送文化研究所編（2020）：『現代日本人の意識構造（第9版）』（NHK 出版）
- 大沢真幸（2019）：『社会学史』（講談社現代新書）
- 大島通義（2013）：『予算国家の<危機>—財政社会学から日本を考える』（岩波書店）
- 尾高朝雄（2019）：『国民主権と天皇制』（講談社学術文庫）
- 神田秀樹（2023）：『会社法入門（第3版）』（岩波新書）
- 小宮京（2025）：『昭和天皇の敗北—日本国憲法第一条をめぐる闘い』（中公選書）
- シュンペーター（木村元一、小谷義次訳）（1983）：『租税国家の危機』（岩波文庫）
- 高見和利（1986）：「主権論—その魔力からの解放について—」（『法学教室』69号、1986.6）
- 林正義（2023）：「予算論の現在と今後」（会計検査院『会計検査研究』no.67）
- 宮沢俊義（2025）：『八月革命と国民主権主義』（岩波文庫）
- 村上淳一（2013）：『<法>の歴史（新装版）』（2013、東京大学出版会）
- 山崎耕一（2018）：『フランス革命—「共和国」の誕生』（刀水書房、2018）

資料：「現代国家の二つの性格〈試論〉—軍事と福祉—」

はじめに

（Ⅰ）宇野経済学の体系

（1）原理論

- （論点Ⅰ—1：経済原則・経済法則・純粋資本主義像）
- （論点Ⅰ—2：産業資本形式と資金）
- （論点Ⅰ—3：価値法則（労働価値説））
- （論点Ⅰ—4：株式資本と資本の物神性）
- （論点Ⅰ—5：純粋資本主義像の意義）
- （論点Ⅰ—6：純粋資本主義像とその歴史的 premise・純化・不順化（逆転））

（2）段階論と現状分析論

- （論点Ⅰ—7：時間軸と空間軸・同時二分割とその問題）
- （論点Ⅰ—8：段階論の骨子とそれをめぐる問題点）
- （論点Ⅰ—9：段階論と国家論）

（論点Ⅰ—10：本稿の課題）

（以上は『武蔵大学論集』（第72巻第1・2・3・4号、2025.3）

（Ⅱ）国家と憲法・法律・政策（本報告）

（Ⅲ）19世紀初頭以降の世界と国家

- (1) ナポレオン戦争とウィーン体制 (ナポレオン戦争から第1次世界大戦))
- (2) 第1次世界大戦・ロシア革命とヴェルサイユ体制・国際連盟 (戦間期)
- (3) 第2次世界大戦・冷戦と国際連合 (第2次世界大戦後)